

## 第1部 調査の概要

### 第1章 調査の目的

近年、世界的な日本食ブームの広がりやアジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加等により、高品質な我が国農林水産物・食品の輸出拡大のチャンスが増大している。同時に、アジア諸国を中心として、我が国の農林水産物の産地である地名が第三者により商標出願されたり、我が国の農林水産物等を装った商品が出回る問題が発生している。このような中、産地が輸出に取り組むに当たり、相手国における商標出願等の実態を把握し、留意事項、対応方法等についての知識を得ることが必要となっている。また、海外で県名等の地名が商標出願されている事態を受けて、都道府県及び農林水産物等の輸出関係者から、政府として、海外における商標出願の監視や外国政府に対する申入れを行うよう要望されているところである。

このため、我が国の農林水産物等の主要な輸出相手国について、知的財産の保護等に関連する制度とその運用、市場における商標や表示の利用、使用に関する状況、当該国における商標権取得や不適切な商標出願があった場合の異議申立て等の対応方策等について、産地等の関係者に広く知らせるとともに、我が国の地名等の商標出願の効果的・効率的な監視システムについて検討し、関係者自身の取組を促すほか、中国、台湾等における我が国産の農林水産物等の模倣品の実態及び産地偽装の現状を把握することを目的として、本事業を実施した。

### 第2章 調査の内容

#### 第1節 国内関係者の意識啓発及び知識普及のためのセミナーの開催

##### 1. 地域におけるセミナーの開催

都道府県及び農林水産物等の輸出関係者向けに、商標、模倣品等に関するセミナーを実施する。開催場所は、北海道地区（札幌会場）、東北地区（仙台会場）、関東地区（大宮会場）、北陸地区（金沢会場）、東海地区（名古屋会場）、近畿地区（京都会場）、中国・四国地区（岡山会場）、九州地区（熊本会場）、沖縄地区（那覇会場）の全国9カ所とする。

##### 2. 全国レベルのセミナーの開催

全国レベルの農林水産関係団体向けに、商標、模倣品等に関するセミナーを東京で2回実施する。

## 第2節 外国における商標出願の監視システムの検討

1. 我が国の農林水産物等の産地である地名等について、効率的に中国及び台湾における商標出願を監視する仕組みを検討する。

(検討内容)

- ア. 商標監視業務について、どのような主体（弁理士事務所、法律事務所、監視業務専門会社等）に、どのくらいの費用負担で監視業務を実施させることができるのか、またスケールメリットはどの程度あるのか等の検討。
- イ. 都道府県又は都道府県を単位とする団体（以下「都道府県等」という）との契約に当たり、どの程度の監視内容に対してどのくらいの費用負担を求めるべきか、契約当事者を誰にするか等の契約内容の検討。
- ウ. 都道府県等に対して、監視システム（費用負担関係を含む）について説明し、監視対象とする地名を把握。

## 第3節 中国、台湾等における模倣品及び産地偽装の現状調査

1. 農林水産物等の輸出関係者に対するヒアリング・アンケート調査により、模倣品被害及び産地偽装の状況の量的な把握を行う。
2. 中国、台湾の主要都市ごとに、量的な把握が可能となるような模倣品被害及び産地偽装に関する市場調査を行う。

## 第4節 関係法律について

1. 我が国、中国、台湾の商標法を比較し、各国における商標権侵害への対抗処置を検討する。